

様式第3号

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第2回川西市上下水道事業経営審議会	
事務局(担当課)		川西市上下水道局経営企画課	
開催日時		平成25年7月25日(木)午後6時~8時	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員	井上 定子、木本 圭一、藤井 秀樹、宮本 幸平、 石光 徹、井野口 昌孝、中井 成郷、吉永 京子	
	その他		
	事務局	上下水道事業管理者、上下水道局長、経営企画室長、下水道技術室長、 下水道技術課長、水道技術室長、水道技術室参事、給排水設備課長、経営企画課長、営業課長、経営企画課長補佐、同副主幹、下水道技術課長補佐、同副主幹、経営企画課主査	
傍聴の可否		可	傍聴者数 1名
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 開会 2 議事 1 平成23年度下水道事業会計決算の概要について 2 下水道ビジョンの経営・事業計画について 3 下水道ビジョンの体系図について 4 基本目標・施策別事業計画(平成26年度~30年度)について 5 下水道ビジョンの事業計画について 3 次回開催日時について 4 閉会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

審 議 経 過

(会長) ご案内の時刻になりましたので、ただ今から第2回川西市上下水道事業経営審議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。当審議会については、会議の傍聴を認めることとしておりますが、本日の傍聴人はおられるでしょうか。

(事務局) 会長、現在傍聴人はおられません。

(会長) それでは、議事に入ります。
議事の進め方について説明いたします。

去る6月17日に開催いたしました第1回経営審議会のあと、これまで2回にわたり部会を開催し、お手元のレジュメにあります(1)~(5)について審議を行いました。そこで本日は、大きく3つの部分に分けて、最初に「(1)平成23年度下水道事業会計決算の概要について」、(2)下水道ビジョンの経営・事業計画について」を審議していただきます。その後、大きな2つ目のくくりで、「(3)下水道ビジョンの体系図について」と「(4)基本目標・施策別事業計画(平成26年度~30年度)について」を審議していただきます。最後に「(5)下水道ビジョンの事業計画について」を審議していただきます。

なお、審議に当たりましては、部会で検討した内容を参考にして審議いただきたいと思います。まずはじめに、「(1)平成23年度下水道事業会計決算の概要について」及び「(2)下水道ビジョンの経営・事業計画について」、部会長から報告をお願いいたします。

(部会長) それでは、経営審議会【資料1】に基づきましてご報告します。

データ等については、資料2以降を見ていきますので、資料を参照していただきながら部会報告を聞いていただきたいと思います。

まず、「平成23年度下水道事業会計決算の概要について」です。下水道事業会計には、維持管理に要する経費を中心とした営業活動における収益的収支と、下水道施設等を建設・改良し、整備するための費用に関する資本的収支があります。前者は資料2の2ページ、後者は資料2の4ページです。資料2の3ページですけれども、収益的収支では、事業収益、費用ともに減少しています。原因として、家庭等の水回り機器が最新の節水型のものへ普及促進したことや、省エネ意識の高まりとともに使用水量が減少したことが考えられます。

また、平成22年度と平成23年度は、企業債をより金利の低いものへ借換えたことによって支払利息が減少し、収支は黒字で推移しており、単年度の黒字を積み上げた未処分利益剰余金が増加しています。紫の部分の単年度剰余金では、特に平成23年度が上がっていますが、これは今ご説明した要因によるものです。

次に、資本的収支ですけれども、収入より支出が上回っていることから、不足する額については、内部留保資金や、単年度の黒字を積み上げた利益剰余金を取り崩して補てんしています。5ページですが、資本的収支の過去4年間の状況では、平成22年度と平成23年度は、低金利の企業債への借換えによる繰上償還を行ったため、借入金の元金を返済する費用が増となっています。これに伴い、収入も、企業債の借換えにより増となっています。借り換えたということは、返した分も同時に増えているという

ことです。

また、下水道管の整備や老朽化した下水道管などを改良する費用や流域下水道建設費は、健全な経営を続けるために事業の平準化を図っているため大きな増減はありません。

以上が、大きな決算の概要です。

そして、下水道事業には受益者負担金があります。昭和 48 年に制度化され、各家庭の下水道を整備する以前に本管を入れることで、受益を伴う土地所有者に負担していただく制度で、資本的収支のその他の収入に含まれています。一度負担いただければ再び発生するという費用ではないので、下水道普及率が高くなるとともに収入が減っていくという性質のものです。下水道本管を入れて、3 年以内に本管に接続して使えるようお願いをしており、金額は 1 m²当たり、南部地区 150 円、中部地区 180 円、北部地区 100 円です。土地が大きければ、その分受益を受けるということで面積に応じて賦課しています。

これは、その土地に対して負担していただくので、いったん、それが行われれば次の土地の所有者の方の費用が増えるということではありません。

以上が、項目 1 の報告でございます。

続いて、「(2)下水道事業の経営・事業計画について」をご報告します。資料 3 の 1 ページの【業務量】では、水洗化人口を平成 28 年度から減少傾向と見込んでおり、収益に反映される有収水量も減少するものと見込んでいます。

次のページ、【経営・財政の計画】収益的収入および支出の計画では、平成 35 年度まで下水道使用料が減少する見込みであるものの、10 年間は黒字の予想です。最下段の当期純利益というところでマークが付いていませんので、黒字であるということです。それから、次のページ、資本的収入および支出の計画では、不足額を見込んでいますが、企業債の借入れ、国からの補助金、減価償却費などの内部留保資金、繰越利益剰余金の活用により事業を推進していく予定です。

収益的収支は、人口の推移を前提として、施策変更がない限り、資料どおりの数字になる予測です。収益的収支の当期純利益で資本的収支の不足額を補てんしており、資本的支出の大きな構成要素である建設改良費に設備更新や老朽化対策が影響を及ぼします。建設改良費というのは、設備更新、老朽化対策が必須事業で、これが影響を及ぼしますので、経営・財政の計画を見る時には、これらの関係が重要です。

以上が、事業会計決算と経営・事業計画についての数字的なご報告です。

(会長) 報告は終わりました。

ただ今の報告について、ご質問、ご意見等はありませんか。

簡単にポイントだけ復習させていただくと、お手元の資料の色刷りの収益的収支の円グラフを見ると、3 分の 2 が使用料、残りの約 3 分の 1 が一般会計からの繰入金です。繰入金については、法律その他のルールがあって、それに基づいて繰入れされています。

その結果、この年度につきましては、約 4 億 4,000 万円の黒字が出ています。これを過去に遡ってみたのが、3 ページ目の収益的収支のグラフです。これを見ていただくと、グリーンの帯が単年度損益、紫の帯が未処分利益剰余金、利益が積みあがっていく金額ですけれども、これは順調に伸びています。収益的収支については順調に推移してきたと言えます。

資本的収支については、借換えを行い利払い等が軽減しています。それと企業債の残高が増えたという変化がありました。5 ページの資本的収支のところをご覧くださいとその辺のところが表示されてい

るかと思えます。

(委員) 水道部と下水道部が一本化になったのは平成何年ですか。その大きなメリットは合同でコンパクトな経営をするということだと思いますが、デメリットはないのでしょうか。ないというのであれば、なぜ初めから一本化でしなかったのか教えていただきたい。

(事務局) 川西市の水道と下水道は、平成 23 年度に統合しました。先行して、近隣の宝塚市、猪名川町が、人員削減という目標の下、フットワークよくコンパクトにといったメリットを生かすべく、事業を進めようと統合をしています。

一方、デメリットを考えると、平成 25 年度で統合してから 3 年目で、公営企業会計で運営していた水道事業に、それまで特別会計で予算組されていた下水道予算を執行したということですので、上下水道の運営には大きな溝があったということが今になってわかってきました。25 年度も 3 か月、4 か月過ぎたところでそれぞれの事業の予算組が徐々に浸透してきたところです。

こういった中で、スケールメリットがどうかということは議会でも議論をされました。人員削減がいいのか悪いのかという点です。有事の時にスタッフが揃わなかったら市民にご迷惑をおかけするということが、上下水道局にとってデメリットだという考えがあります。逆に言うと、それによって人件費の削減があって 3 条予算でプラスになるということは現実的に言える。いろいろな考えがあったことは確かです。

今、委員の疑問の中で、雨と汚水というのが非常に大きな問題になってきました。雨は一般会計からの繰り入れ、汚水は使用料をいただいて事業を展開していく。雨の場合は、前川ポンプ場や加茂ポンプ場などの、大きな施設を維持管理していかななくてはならないのは市本体であって、上下水道局は、それを代行して雨水の排除、冠水をなくすための努力をしています。大きいことをしたいが、本体の財政状況がよくない。しかし、それを維持管理していかななくてはいけないというジレンマがある。

そして、汚水については、各団地の開発デベロッパーから譲渡されたものについて、古い管を新しくしていかなければならないということで、200 億円ほどの起債も残っていますが、それでも黒字収支です。

いろいろ考えてみると、3 年 3 か月で歴史が浅く、まだそこまでの回答しかできない。上下水道局で 1 つになったから、コンパクトでフットワークよく市民の方々に不便のないように、スタッフ 78 名の職員で頑張っているというのが現状です。

(委員) 2 つのものが 1 つになって大変だと思って質問しましたが、有事の対応が心配ということをおもいます。

(事務局) 市民、事業者にとって、水道と下水道の組織を統合することによるデメリットはないように思います。メリットは、確かに人員の問題ですが、今まで分かれていた運営を一か所できるとか、いろいろと市民、事業者にとっても良くなったのではないかなと思います。また、統合によって機動力もできますし、人事上の問題にしても上下水道局である程度権限をもって管理できることとなりますし、そういう面でも統合して良かったと思います。

なぜもっと早く統合しなかったのかということですが、市の特別会計だったものをまず財務上の公営

企業にしないといけない。その会計処理が非常に手間取る部分があってなかなか統合が進まない。大阪府は組織と財務を同時に統合していますが、兵庫県は、まずは公営企業の財務適用を行い、それから組織面の統合を図り一本化するというようなやり方をしていますが、特にデメリットはないと思っています。

(会長) 市民の方にとっては、生活するうえで水道も下水道も日常生活になくてはならないものであり、今一体的に利用されているわけです。そういういろんな実情について情報を共有するとか人員を機動的に動かす、あるいは合理的な人員配置にするというようなメリットが見込めるものだと思います。

ただ、今事務局から説明がありましたように、統合してから日が浅いものですから、不慣れによるデメリットがあり、そういうものが少し残っているということで、これは時間が解決するのではないかと思われるということです。

市民の方により理解していただくためですが、水道と下水道では、主務官庁が違ってきます。水道は市民が口にするものなので厚労省ですね、ところが下水道は国交省、昔の建設省です。その辺のところのやりにくさとか、特に当市の場合はありませんか。

(事務局) 下水道が水道に統合した形で、人力的にも下水道は少なくなっていますが、事務的な措置については、県の方は下水道課がありますし、水道の方も企業庁があります。書類的には別々に流していきますので、その不自由さというのは今のところは感じていません。会計としても、補助関係などの会計処理は、水道会計も下水道会計も経営企画課で行っていますので、そういう面からすれば省庁が違ったとしても、陳情などはそれぞれお互いにするという形でできるということです。

(委員) 収益的収支で収入の中の市の一般会計からの負担金、補助金とその他の収入というのが3分の1以上を占めていますが、これは長期的に保証されるというのが、安定的にいただけるものですか。

(事務局) この一般会計からの負担金、補助金といいますのは、基本的に雨水は市の一般会計で持つ、汚水については使用料で処理をすることで賄うという大原則があります。

ですから、雨水処理にかかる分については市からの繰出基準がありまして、それに基づいて負担なり補助なりしてもらっていると考えていただけたらいいと思います。

(委員) その他の収入というのは何ですか。

(事務局) 受取利息であり、預金利息などです。

(会長) 他にありますか。

(「なし」の声あり)

(会長) 次は、大きな2つ目のくくりで、「(3)下水道ビジョンの体系図について」及び「(4)基本目標、施策別事業計画(平成26年度～30年度)」について、部会長から報告をお願いします。

(部会長) それでは、資料4の下水道ビジョンの体系図をご覧ください。

下水道ビジョンの検討にあたっては、まず、施策体系図を示す必要があります。ビジョンの基本理念に基づいた基本目標を立てて、その施策方針を示すことによって、下水道事業の具体的な施策を展開します。これに基づいて、将来にわたる快適な生活環境や浸水の防除、水質保全について役割を果たし、時代の変化にも対応する具体的なビジョンを構築していくということです。

この施策体系図では、まず基本理念として、最低限の「安全」を確保したうえで、さらに良い状態にもっていくのが「快適」であることから、「安全で快適な暮らしを支えるために」と立てています。それに基づきまして、基本目標は、「安全で安心な暮らしの実現」「快適な暮らしの実現」、それらを支える「運営基盤の強化」という3項目の項目立てをしたうえで、それぞれの基本目標に、少し具体化した施策方針を立てたという図です。

安全で安心な暮らしの実現では、「1. 計画的な改築更新」「2. 維持管理」「3. 災害対策」、快適な暮らしの実現では「4. 水洗化の促進」、そして運営基盤の強化では「5. 経営の健全化」「6. 市民との協働」という施策方針を立てました。それぞれに具体的な施策、そこに掲げられている、もう少し具体化した施策 ~ までを立てています。

これらは第1回部会と第2回部会に分けて議論しています。この資料は、第1回部会で議論した資料を出すややこしいので、第2回部会で修正したものを出しております。これは今後審議会で作成していくビジョンの骨格になるものです。

第2回部会でなお議論があったのは、施策方針「4. 水洗化の促進」と具体的な施策「水質保全」、これは施策方針と具体的な施策は逆になるのではないかという点がひとつです。それから、施策方針「1. 計画的な改築更新」の具体的な施策では、「施設の改築更新・耐震化」とありますが、“耐震化”というのは緊急時への対応という面もあるのではないかというような問題提起も残っています。

これは部会の方で消化しきれませんで、今回、審議会の市民委員のご意見も聞きながら、あるいは今日中に審議に至らなければ、今後の部会へ持ち帰っての検討課題となります。このビジョン体系図は本審議会が結論付けていく正に骨格になるものですので、ご意見をいただいて進めさせていただきたいと考えています。

続けて、「(4)基本目標・施策別事業計画」も合わせてご報告いたします。

資料5-1の「(4)基本目標・施策別事業計画(26年度~30年度)について」です。資料5-1は、先ほど申し上げました基本目標、施策方針別に事業費がどのような金額になるかといったような非常に大まかな事業総括表になっています。

事業費合計のところは3条、4条という2つの区分がありますが、3条は収益的収支、修繕、維持管理に関わる、根本的な施設を新たに設置ではなくて今ある現状を維持していくという事業経費です。4条は、下水道施設等を建設改良し整備する、新たに何かを作るといった事業経費です。それぞれに分けて事業費合計を立てております。

金額は読み上げませんけれども、施策方針の から までのところでそれぞれの事業がこのように分けられているということです。総事業費合計が最下段に示されているところで、74億6,700万円です。

次に、資料5-2です。この資料も、体系図の変更に合わせて、第1回部会から第2回部会にかけて修正しましたが、今回お見せしているのは修正後のものです。

維持管理のところですが、雨水と汚水を分けるというのが基本的な分け方です。それから基本目標、

施策方針、施策方針の具体的な事業、それらにしたがって各年度別に振り分けできるものについては年度別に振り分けています。そして、その26年度から30年度の総計を一番右側に示しています。

資料5-2と記したものが、2枚にわたっておりますけれども、「1. 計画的な改築更新」「2. 維持管理」「3. 災害対策」「4. 水洗化の促進」「5. 経営の健全化」「6. 市民との協働」というところで、5年間の具体的な事業ごとに集計していて、最終的に先ほど資料5で示しました大きな枠の金額と一致します。さらに、それらを3条予算と4条予算に分け、また雨水と汚水にも分けて集計している一覧表が資料5-2の2ページ目の下の方に示している表です。

これらは、全体を見ていただきまして、雨水と汚水が混在している部分、その雨水、汚水の区分ごとに見てください。なお、「安全で安心な暮らしの実現」と「快適な暮らしの実現」というのは、施設の維持管理や水質保全など、重複部分が実は多いのです。下水道というのは、安全・安心をきっちりしておくことが結局は市民の方が快適に暮らせるということですから、これらを完璧に分けるというのは難しいという部分もあります。加えて、3つのカテゴリーにかかる全体事業費が74億6,760万円にのぼる中で、「快適な暮らしの実現」の事業費は2億4,700万円、この快適な暮らしが水洗化の促進という事業を1つ掲げておりますので、非常にアンバランスです。

安心・安全と快適というのをまず大きく立て、その中で施策方針を分けて事業を考えていったのですけれども、予算の大きな配分からいうと、もともと安心・安全と快適というのは分けにくいところと、快適というところを水洗化の促進ということにしたので、事業費としてはウエイトが小さくなっているというところがあります。これらについては市民の皆さんのご意見を聞きながら、それでもそういうふうな概念分けならそれはそれでということであればこのままいきますし、もう少しわかりやすく分けた方がいいのではないかというご意見がありましたら、また検討し直します。

以上が、事業計画と予算のところですが、事業の具体的な中身については、資料6のところでは具体的な事業を1つ1つ見ていくこととなりますので、ここでは大きな予算立てについてご報告しました。そしてそれはこの審議会の結論になるビジョンの枠組み図に基づいているということです。

(会長) 以上で、大きな2つ目のくくりの事案に係る部会での検討事項の説明が終わりました。ご意見等ございましたら賜りたいと思います。

(委員) 2ページの中ほどですが、最低限の安全という言葉がどうも気にかかります。

(会長) これはおそらくシビルミニマムというのか、公共サービスをやっていくうえでの概念からきていると思います。

(委員) 市民としての素朴な疑問ですが、川西市が今持っている治水と災害の中で、危機意識の中で災害対策の予算というのはどういう根拠で出しておられるのですか。

(事務局) ここで特に取り上げていますのは雨水対策です。現在、雨水整備率は72.6%です。最終的には100%を目指していますが、従前であれば、この整備率が低い段階では、あちこちで浸水による被害が出ています。現在72.6%の整備率を確保できていますが、昨年もゲリラ豪雨が62ミリ1回、60ミリ1回あったにもかかわらず、72%の整備率のおかげで浸水箇所が発生しなかった。下水道として災

害の被害にあわないような形に雨水整備を進めていくというのが基本です。

(委員) 災害対策というのは雨水だけでいいのかなと。

(事務局) 災害対策という区分けになってはいますが、資料 5-2 を見ていただくと、例えば 1 番の計画的な改築更新の中にも雨水ポンプ場の更新などが入っています。これが結局は災害対策につながっていくものだ。頂立てしますと非常に少ないと思うかもしれませんが、事業費全体でみればすべてがそういうものにつながっていくんだというふうに思っています。

(委員) もう一つ、水洗化の問題については 2 回の部会の議事録を読ませていただいたのですが、水洗化の促進は今 98% ですね。例えば、駅前再開発そのものが更新でなくて、打ち切りになっています。

(事務局) 水洗化といえますのは、1 軒 1 軒の水洗をとらまえがちですが、98% というのも個々の水洗化をされたということですが、ここに載っておる事業費に関しては本管がっていない、私道は別として、公共下水道管として市道化されたところの事業がまだ数% 残っています。その事業としてここに上げさせてもらっています。事業計画としては雨水も汚水も 100% 最終的には目指しています。ただ、水洗化となれば個々のいろいろな理由があって、水洗化まだですか、何か理由ありますかと問いかけしながら対応しています。

(会長) 先ほど、部会長からお話がありましたが、資料 4 で、下水道ビジョンの体系図というのが今回審議会で審議する大きな柱の一つになります。この体系図を確定し、それを具体化することで、ビジョンが出来上がっていくということです。したがって、これをご覧になって、気がついた点、少しわかりにくい点ございましたらこの機会に是非ともご意見賜りたいと思います。また、資料 5 というのはこの資料 4 の数字を貼り付け、数字の根拠となる個々の取り組み、工事計画について具体的に説明した資料になります。

(委員) 基本理念は素晴らしいと思いますが、もともと基本理念というのはずっと今まで同じですか。

(事務局) 川西市の第 5 次総合計画の前期にあたりますので、施策の中で「住む」というくりがあって、その中で「安全で安定した上下水道の環境整備を推進し、健全な事業運営に努めます」という大きな柱があって、その中で部会の中で議論していただきました。その中で安全で快適な暮らしを支えるためにという文言があります。

(委員) 快適な暮らしが水洗化の促進 1 本ですけど、災害あった後は快適な暮らしができないですね。それをどっちに区分するかが問題です。水洗化だけが快適な暮らしではないと思いますが。

(事務局) 全くその通りだと思います。72% という整備率をいかにして上げるかというのが我々の務めでありまして、去年、実は 6 回ゲリラがありました。このときにも、冠水が床上までいうことはありませんでしたが、もしそうなったら、我々 50 数人の技術職プラス事務職の 78 人でしっかりとフォロー

していくことが大事であると思います。

(委員) 災害対策という名前をちょっと変えてでも快適な暮らしに何か入れていただいたらどうかなと思います。

(事務局) 部会長の報告の中でもペンディングになっているとおっしゃいましたが、施策方針の中でその下に水質保全がついているのはおかしいだろうというご意見がありまして、これを含めてこの審議会の中でご意見を賜り、このツリーがどういう形がいいのかというお話でした。確かに、災害対策については、快適な暮らしにかかわってくるものだと思います。

(委員) ここはこれでいいのと違いますか。災害について含めていますので。

(委員) だから1対1ではないということです。スパイラルなものがあるよということで我々が理解できたらいいのではないのでしょうか。

6番のところで、「市民との協働」という言葉を使っていますが、参画と協働ということであればこの言葉を使わざるを得ないのかもしれませんが、その中で広報活動というものに特化した形になっていますが、なかなか難しい話だと思います。市民が参画と協働という部分では下水道では何ができるのかということを考えてみてもいいのではないかなと思いました。

例えば、ごみであればこれを減量しますというのが、市民との協働ということになります。下水でも、市民に協力してもらえばこんなにありがたいという内容のものが一つあれば、いいものが出来上がっていくと思います。それと、市民が参加できるようなイベントですね。いわゆる広報としての告知だけではなくて、ごみのところは何かうまいことやっていますね。市民を呼んで何かイベントするとか。下水道を理解していただくために、市民が参加できるイベントを開催するというふうなことをやっていけばいいと思います。

(委員) 今、電気料金も安くなりつつあります。だけど水道代だけは意外に高いですね。2か月に1回ですが、1か月割にすると結構高いなと思います。こういうふうな使い方をすれば若干助かりますよとか、イベント的なものが必要ですね。小学生が水道のポスターを描いておられますね。大人たちも何か関わっていけるものがあれば、参画協働という形で市民が協力できると思います。どこかで協力できる体制があればもう少し市民が関心を持てると思います。

(会長) 今、非常にいいご意見をいただいたと思いますので、まず、私ども部会の方で受け止めさせていただいて、次回以降ですね。検討させていただきたいと思います。

他に、資料4、資料5のところでは何かございますでしょうか。先ほど、中井委員がうまくまとめたいただきましたように、安全安心快適というのは必ずしも1対1対応ではなくて、ずいぶんオーバーラップしています。これは部会での議論でも時間をとって話し合ったところでもあります。安全安心のところを見ていただきますと、耐震化とか災害のことが書いてあって、施設の改築更新をやっていくときに、今日の状況ですと、当然のこと耐震化だとか災害対策のことを想定した工事になってしまいます。それを考慮に入れない工事というのは現在考えられないということです。ですから、これが言葉としては少

し切り口が違いますが、実際の工事、実務におきましては、それが大きく重なっているという部分があります。その辺を交通整理、論点整理して工夫して部会の方で検討できればと思っています。

それから、快適が水洗化だけでいいのかということ、これも部会の方で検討したところで、先ほど出ましたように98%以上水洗化率が進んでいる中で、100%目指していくということでもあります。残っている2%弱というところは、いろんな複雑な状況を抱えているということはわかりました。だから、下水当局の事業のくり方としては、安全安心のところと快適、具体的な内容は水洗化の推進というのが上がっておりますけど、整理をしてということ。それは、私ども議論したんですけど、一般の市民にお示したときに少しわかりにくいのではないかとということだったんですね。今日は、これについて、くしくもご意見いただいたということで、これも持ち帰りまして鋭意検討させていただきたいと思えます。

(委員) 2%は、件数的にはどれくらいですか。

(事務局) 約1,000件です。その2%の中には、全員が汲み取り式ではなしに、浄化槽も含まれるということです。

2%の中には、私道の手前まで市道に本管入っているが、私道で権利関係の承諾がいただけず、本管につなぐことができないところが残っていると。もう一つは各家庭の経済的な事情で、前まで本管が来ているけれども宅内の工事費が捻出できないとか、というものがあります。

そういった中で、錦松台地区ですが、地元により、この2,3年のうちに市道化になるということなので、その下水管の整備をしていくとある程度の%は上がっていきます。

(会長) 私どもも事務局にその点を質問もし、勉強もさせていただきましたが、これといった決定打になるという手だてがないんですね。ですので、根気よく家庭を回って、説得を続けているという状況らしいです。

(事務局) 水洗化の促進のところ、主に計上しているのは費用に関するものですが、費用に換算されない地元啓発を行っています。データにつきましても、未水洗戸数は904戸で、どの地区にあって、どこが水洗化されていないかすべて調査している状況です。

その中で、錦松台地区ですが、私道については市道化対策をしていただければ公共下水道を配置していくというような話を地元とはしています。水洗化しない家庭は、浄化槽の寿命が来るまでは二重投資は避けたいということもあり、少なくとも年1回はお声掛けするなり、文書を配布するといった啓発活動はしています。費用に換算できない努力は相当しているつもりですが、個々の費用にかかることまでもなかなかお話ができない。貸付金制度などもつくっていますが、借金をすると返してもらえないといけないこともあります。それがこの2%弱という数字とご理解して頂いて、対策については会長からご指摘ありましたように、ご意見を参考にして、今後何かできることはないのかという検討が必要になります。

(会長) 他にありますか。

(「なし」の声あり)

(会長) それでは大きなくりの3番目でございます。「(5)下水道ビジョンの事業計画について」部会長から報告をお願いします。

(部会長) 資料6で、具体的な事業ごとに見ていきます。まず1番の計画的な改築更新の所です。特に施設の改築更新、耐震化ですけれども、雨水ポンプ場とポンプ場がありますが、改築更新を行うには長寿命化対策を行う必要があり、2か所の雨水ポンプ場については長寿命化対策を策定済みで、前川雨水ポンプ場は25年度から、加茂雨水ポンプ場は26年度から長寿命化対策の工事に入っていきます。

また、汚水中継ポンプ場も順次、長寿命化計画により改築工事が進められる予定です。長寿命化対策の策定はまだですけれども、それぞれの中継ポンプ場について長寿命化計画を策定し、順次それを実施していく予定です。この関連では汚水本管老朽化対策工事もありまして、40年以上経過した汚水管渠、ヒューム管、コンクリート製で、延長が100kmに達しており、これを更新していく必要があります。平成26年度に長寿命化計画を策定して、5年間で整備をし、そして、それぞれ暫時その計画を伸ばしていくという形です。平成26年度から35年度までの管渠長寿命化計画では更新予定の延長は10年間で22km。これに対し、40年以上経過した汚水管が100km以上存在しており、10年間で5分の1のペースですけれども、補助金や市の財政状況を勘案しながら計画を策定し、100kmの管をなるべく早く更新し、耐震化させることが重要です。一気にやっつけてしまえばいいところですけども、やはり財政の問題がございますので、こういう計画で進行中であるということです。破損による道路陥没のリスクも高まり、日常生活や社会生活に重大な影響を与える恐れもありますので、老朽化あるいは耐震性の不足した管渠を更新するという対策です。

4ページに管渠の更生工法として示してある工法がございまして、パイプを中に入れていくという工法です。イメージとしては、5ページに工法概要図があり、形成工法と書いてありますが、パイプを管の中に入れて伸ばしていくという、工費が非常に安く済む工法ですので、これによってコンクリート管の中の3ページにありましたような問題を解決するということです。長寿命化対策というのは法令に決まっている用語でして、その定義を6ページに示していますのでご参照ください。

7ページでは、蓋の老朽化についても長寿命化計画の中に入っていますので、蓋の更新のところにも図が示されているのでご参照ください。

8ページでは、維持管理のところで、施設の調査・診断及び点検の実施です。下水道施設は適正な維持管理をするものの、年数の経過とともに施設能力は低下・劣化等により支障が生じ始めるため、機能保全のために定期的な点検や調査と常に先を見越した計画的、段階的改築・修繕が必要になります。中でも多額の経費を要する委託業務があるため、委託業者の選定のあり方や具体的な業務内容について確認しています。2か所の雨水ポンプ場の保守管理は、約180haもの広範囲にわたる区域の排水を担うポンプ整備を24時間体制で監視・維持を行うため、職員、水道局の専従職員に代わって、夜間や休日などに委託業務しているものです。資料5-2のところに経費を挙げていますが、この経費の中身として委託業務があるということです。また、低地などの汚水をポンプアップするマンホールポンプについても同様の保守点検を委託業務しているということです。

9ページの雨水ゲートの随時保守工事、水路の保守です。それから、写真で調整池の機能を示しています。管理業務委託の内容について14ページに委託仕様書(抜粋)というところに日数的な詳細が記

してあります。15 ページは保守管理の業務実施要項これらの管理業務を行っているということです。汚水ポンプ場の点検・維持管理、汚水マンホールポンプ保守点検及び修繕工事、これも非常に範囲が広範囲にわたって、夜間昼間関係なく問題が起きたら対処しなければいけないということで、その保守点検です。17 ページにテレビカメラ調査設備、流水計保守点検業務、これらの諸業務を委託しています。

それから、マッピングシステムという言葉が6ページの二行目に出っていますが、マッピングシステムというのはこれまで紙ベースでいろんな下水管に関する情報が載っていたものを、電子化して一元管理できるようにするシステムです。上水道の方で先行して整備した水道マッピングシステムに付加して下水道本管、マンホールなどの位置情報の検索が瞬時に可能で、下水道が正常に機能しているかどうかみたいな逐次の情報までは表示できませんけども、現在の位置情報を確認するシステムです。情報公開や長寿命化計画を策定していく上で有効なシステムとなり、データ更新を随時進める経費を計上しています。災害対策・浸水対策、緊急時の体制整備というのは19ページに掲げられているようなことで、訓練をされている写真などです。災害対策は下水道だけで行われるものではなくて市の全体で行われるものですから、どういう体制で行われるのかというのが、21ページまでに記されています。体制整備というのは経費計上されておりませんが、重要になるのが雨水の浸水対策です。雨水整備には長期的で膨大な費用を要することから、浸水被害の発生の恐れがある地区については、浸水被害を軽減するよう優先的に浸水対策整備を進めているということです。水路に設置されている市内54のスクリーンを職員が毎月1回定期点検を行い、台風や集中豪雨が予想される場合にも事前に緊急点検を行っています。

22ページには、雨水管渠築造工事の現場や、中央北地区の雨水貯留施設の資料等を掲げています。それから、24ページの雨水貯留タンク設置ですが、屋根に降った雨を溜めておくためのタンク、集中豪雨などの時に雨水が一挙に河川に流れ出るのを防いで浸水対策にもつながる、また各家庭ではタンクは溜めた水を有効活用していただけるということで、これに対する設置助成金の交付です。それから、一定規模以上の開発行為については法令で決まっていない部分についても、雨水調整施設の設置協力を要請しているということです。

水洗化の促進ですが、中央北地区の街路整備にかかる基本的に本管を通しておこななければならない工事を26、27ページに示しています。28ページが雨水管渠、污水管渠の本管の整備図です。特定環境保全公共下水道地域、これについても污水整備を進めていくということで、29ページの下、市街化区域外の区域、市街化調整区域において設置されるこの污水整備が示されています。

前後致しますが、水洗化に必要な推進の施策として、供用開始区域内の水洗化の障害として水洗化に必要な地権者等の同意を得ることが困難であること、あるいは水洗化に要する資金の調達が困難であることなどが主な理由になっています。また築年数が経過した建物については水洗化への改造費用を投資することに所有者が躊躇している場合と、浄化槽による簡易水洗に不便を感じていないとの理由で未水洗のまま残っているケースがあります。それらに対していくつかの施策を打ってしまして、例えば31ページに貸付金あるいは補助金が掲げられていますが、現実問題、建築の更新時期まで水洗化は難しいというのが現状になっています。

部会報告は以上です。

(会長) ただいまの説明は、資料6に基づき具体的な数値や写真、図、その他を用いて説明していた

だきました。例えば資料 6 の 3 ページに下水管の中に植物の根が張っているようなところもあり、これを放置すると下水管が破損して水漏れを起こすという問題が発生するという事です。その次の 4 ページですね。耐震性能を備えた新しい下水道施設の更生工法が進んでいるということで、シームレスの特殊な素材を下水管の中に入れて、熱処理して補強するということが進められています。ですから、現在の下水管の補強工事・取り換え工事・改築はこのように耐震化・災害対策込みで進んでいるところです。これを見ていただくとそのことが理解して頂けるのではないかと思います。

(委員) 雨水対策に関連して、北部地域の北摂台における側溝ですが、側溝そのものは 30 cm ですが、これからどのようにして側溝に蓋をし、側溝を開けていくか。また、会所をどうしていくか、多くしていくか、減らすか、そのまま置いておくのか、検討が必要です。側溝の諸工事を計画的にしていると思いますが。

(事務局) 30 cm の道路側溝が道路両サイドにあります。その改修は市の道路管理課が担当していますが、市内全域見ますとほとんど道路側溝ばかりで、その改築は大変な面があり、できる範疇というのが傷んでいる部分の修繕というのが今の道路管理課の考え方です。大雨のときに蓋をすると逆効果になってしまうという面もあり、交通安全上蓋をする必要がある場所には仕方ないと思いますが、それ以外の部分については道路に降った分の水を受ける側溝というのは開渠であるべきです。傷んでいる箇所については修繕という形で今の県境ではやっているのが現状です。

(委員) 道路幅が 4m と狭くて側溝に蓋をすると安全面でよくない。山の上から一気に水が流れてきて、国道 173 号を水浸しにしていると。

特殊な場所かもしれませんが、ある程度は道路管理課でしていますが、傷んだところを含めて、どの辺から着手していくべきか検討が必要です。

(事務局) 下水道の幹線というのはそういう地域に馴染みがない部分がありますから、道路側溝に適合した雨水管という整備も今後やはり必要になってくると思います。

(委員) もう一つ、一庫ダムはどういう所に何に使っているのですか。水を溜めているだけですか。

(事務局) 一庫ダムは治水という目的もございます。一つは上水道に、また灌漑用水で、いわゆる用水に利用されているという面もございます。一番ウェイトを占めていますのが治水という目的です。

(委員) 最近雨が降らなくて渇水というのは何年来起こっていないようですけどね。それとその災害ですが、結局水を放水しなければならないという訓練や、地域への告知はしているのですか。

(事務局) 訓練と言いますか、放水するときは各地点で、放水しますから危険ですよというアナウンス等も流れるようになっています。

告知については、地域と連携した形でされていると思います。例えば鼓が滝とか東多田などについても自治会長や防災担当の方に連絡がいくようになっています。

(委員) 20ページ、21ページで、災害時に、もし水が来ない場合、この組織に命令してどこかに頼むという意味でしょうか。これはどういう見方をすればいいのですか。命令系統を書いているだけでしょか。

(事務局) これは上下水道局の本部の組織体制ということでありまして、上水道での湧水等、下水では大雨が降った場合の水防という絡みが出てまいります。ただ、その以前に市の組織として水防本部というのを危機管理室が立ち上がる、いわゆる大雨警報が発令されますと必然的に危機管理で立ち上げる災害対策本部というのがあります。それが発令されますと、その下部組織として上下水も同じように動くという形になってきますので、上下水だけというふうに見えますが、この上にまだ市の大きな災害に対する本部が設置されます。ですから、20ページに書かれています地域防災計画で、災害時と風水害時に警報等発令されますとすぐに立ち上がるということでございます。

(会長) 委員からのご質問で、側溝の問題がありました。事務局からの回答としましては、側溝それ自体の機能としては蓋をしないほうがいいということです。ただ、交通等の利便性を考えた時には別の対応の仕方があるだろうという回答だったということでした。市民の方は具体的にここが狭いということをご存じで、ご意見が挙がってきたというのは非常にありがたいご指摘だと思いますので、そういうことを積極的に拾い上げて部会で議論させて頂きたいと思っております。

(委員) 本部の組織図は、一般市民からこういうこと言われたときにどういう対応するのかということはどういう書類にはないのですか。市民との協働とかいう話をしていくなら、こういうような組織図とか、一つの例を挙げていく。通報があったらどうするかという、そういうのも一つの方法かなと思います。

(会長) 緊急時・災害時対応の体制として、20ページの図がトップダウン的な観点からできあがっている。しかし、市民の個別の意見を迅速かつ正確に拾い上げていくという体制、システムが必要ではないかというご意見ではなかったかと思えます。

(委員) 側溝に溜まった落ち葉を取り除くのはどこですか。

(事務局) 道路側溝に関しましては道路管理課が管理しています。ただそこにスクリーンでゴミが入らないようにというのが市内50数か所設置されておりまして、月一回その個所を月一回職員が点検してゴミを取り除いているという形です。本来ならやはり市がすべきなのですが、そこまでちょっと手が回りません。お叱りを受けるかもしれませんが、自分の家の前の側溝のゴミなどは地元の方で対応をお願いしたいなと思えます。

(委員) 私事ですけど、うちの店の前は県道なんでね、県が管理しないといけない所に上の方から落ち葉が流れてきて、汚泥みたいになっているわけです。これを県に電話しても片づけてくれなかったのですが、これもある意味協働かと思いながら、それを中学生と一緒に片づけたのですけれどもね。そう

いう部分が非常に困るし、そんな状況が市道のあちこちにあるのではないかと思います。

(事務局) 市が管理している側溝であれば上下水道局か道路管理課の方に連絡していただければと思います。管理区分はありますが、相互に連絡がつくようにはなっております。どうしても大量の落ち葉とかしんどい面ありますから、個人で出来る範疇であればお願いしたいのが市の立場になります。

(会長) 他にありますか。

(「なし」の声あり)

(会長) 今日は大きく三つの部分に分けて部会の、私どもの検討内容を報告させて頂きまして、それをもとに市民の委員の皆様のご質問ご意見を賜ったというところでございます。特に経営基盤の強化に関連しまして、市民との協働につきまして、もっと市民が参加できるような、例えばイベント型などを考えることができるのではないかとご意見をいただきました。それから、水洗化の推進についていくつかの質問を頂戴致しまして、それに対して事務局の方から現状とこれまでの経緯、それから今後の対策等について説明がありました。

いずれに致しましても、体系図が、私どもが答申する一つの大きな柱になるものでありまして、これが平成 26 年度から 30 年度にかけてのビジョン、大きな骨組みになってまいります。市民の皆様から頂戴したご意見につきましては、私ども部会の方でさらに鋭意検討し、次回の第 3 回経営審議会で報告を申し上げたいと思っております。

それでは、議題の 3、次回開催日程の件を議題に致します。次回は 10 月 1 日と致します。第 3 回部会での審議結果をご報告申し上げますことと致しますので、それに基づいて市民の皆様にご審議いただきたいと考えております

本日は以上をもちまして閉会と致したいと思います。